

井原市はつらっデイサービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市はつらっデイサービスの実施について介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) はつらっデイサービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第2号の基準に従い実施されるサービス・活動Aによる通所型サービスをいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の5に規定する指定事業者のうち、市長が別に定める基準により、はつらっデイサービスを適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
- (4) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を実施する居宅介護支援事業者をいう。
- (5) ケアプラン 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントにおいて作成される計画をいう。
- (6) 事業対象者 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。

- (7) 総合事業通所介護 省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第47条に規定する指定相当通所型サービスをいう。

（一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、はつらっデイサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

4 指定事業者は、法人でなければならない。

（基本方針）

第4条 はつらっデイサービスの事業は、身体的には自立しているが、気力が低下気味にある者又は生活機能の維持若しくは向上を図る必要がある者が、通所によるレクリエーション、創作活動等を行うことにより、生きがいきづくり及び仲間づくりを目指すものでなければならない。

（事業内容）

第5条 はつらっデイサービスの事業内容は、次に掲げるもののうち適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、市長が必要と認めるものとする。ただし、第2号に規定する選択的サービスは、指定事業者が具体的内容を企画立案するものとする。

(1) 日常生活上の支援

ア 生活等に関する相談及び助言

イ 健康状態の確認

ウ その他市長が必要と認める日常生活上の支援

(2) 選択的サービス

- ア 生活機能向上グループ活動サービス
- イ 運動器の機能向上に資する活動
- ウ 物づくり等の創作活動
- エ 脳力トレーニング等
- オ 屋内外でのレクリエーション等の活動

(利用回数)

第6条 はつらつデイサービスの利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を目安とし、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

- (1) 事業対象者 1週につき1回
- (2) 要支援1認定者 1週につき1回程度
- (3) 要支援2認定者 1週につき2回程度

(実施時間)

第7条 はつらつデイサービスに要する時間は、1回当たり4時間以上とする。

- 2 はつらつデイサービスの実施が可能な時間帯は、午前8時から午後8時までの間とする。

(費用の額)

第8条 はつらつデイサービスに要する費用（以下「サービス事業費」という。）の額は、

1 回当たりの単位数に1単位の単価を乗じて得た額とする。

- 2 前項の1回当たりの単位数は、300単位とする。

- 3 第1項の1単位の単価は、10円とする。

(従業者の員数)

第9条 指定事業者がはつらつデイサービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）

ごとに置くべき従業者の員数は、サービスを提供している時間帯に専らサービスの提供に当たる者が、勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とし、選択的サービスの内容により安全面を考慮した数を従事させるものとする。

- 2 従業者に係る資格要件について、国家資格等特段の要件は、求めないものとする。ただ

し、介護業務に1年以上従事した経験のある者とする。

(管理者)

第10条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第11条 指定事業者は、サービス事業所にサービスを提供するために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及びサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 法第8条第7項の規定による通所介護（以下「通所介護」という。）、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを一体的に行う場合の広さについては、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用者の数を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを一体的に行うときの利用定員は、通所介護と総合事業通所介護の利用者との合算により定めるものとし、これとは別にはつらつデイサービスの利用者で利用定員を定めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族(以下「利用申込者等」という。)に対し、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該はつらつデイサービスの提供の開始について利用申込者等の同意を得なければならない。

2 指定事業者は、利用申込者等から申出があったときは、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)

を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（利用申込者等が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするときは、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに、前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへ記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルの記録方式

5 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によっ

て行ってはならない。ただし、当該利用申込者等が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定事業者は、正当な理由なくはつらつデイサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定事業者は、当該サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該サービス事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めたときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の認定（以下「要支援認定等」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確認するものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、はつらつデイサービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の手続に係る援助)

第16条 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに要支援認定等の手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントが行われていない場合であっても、必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する遅くとも30日前には要支援認定の更新手続がされるように、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第18条 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第19条 指定事業者は、当該利用者に対してケアプランが作成されているときは、当該ケアプランに沿ったはつらつデイサービスを提供しなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第20条 指定事業者は、利用者がケアプランの変更を希望するときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定事業者は、はつらつデイサービスを提供したときは、当該はつらつデイサービスの提供日及び内容、当該はつらつデイサービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、はつらつデイサービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできるはつらつデイサービスを提供したときは、当該利用者から利用料の一部として、当該はつらつデイサービスに係る第1号事業支給費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該はつらつデイサービスに要した費用の額を超えるときは、当該はつらつデイサービスに要した額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定事業者を支払われる第1号事業費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできないはつらつデイサービスを提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と、はつらつデイサービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、はつらつデイサービスにおいて提供されるサービスのうち、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用の額については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対して当該サービス内容及び費用の説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(基本取扱方針)

第23条 はつらつデイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供するはつらつデイサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、はつらつデイサービスの提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が第5条に規定する事業に主体的に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第24条 はつらつデイサービスの具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) はつらつデイサービスの提供に当たり、サービス事業所の管理者は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス事業所の管理者は、利用者の前号の規定により把握した日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、はつらつデイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画(以下「通所型サービス計画」という。)を必要に応じて作成するものとする。
- (3) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、当該利用者に対して既にケアプランが作成されているときは、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者等の同意を得なければならない。
- (5) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成したときは、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) はつらっデイサービスの提供に当たり、サービス事業所の管理者は、ケアプラン又は通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) はつらっデイサービスの提供に当たり、サービス事業所の管理者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすい説明を行わなければならない。
- (8) はつらっデイサービスの提供に当たり、サービス事業所の管理者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供に当たり、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況について、当該通所型サービス計画に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に必要に応じて報告するとともに、当該個別通所介護サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するときまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に必要に応じて報告するものとする。
- (11) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（提供に当たっての留意点）

第25条 指定事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次の事項に留意しながらはつらっデイサービスの提供を行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題及びはつらっデイサービスの提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 指定事業者は、利用者が高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、第29条に規定する安全管理体制の確保を図ることで、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(利用者に関する市への通知)

第26条 指定事業者は、はつらつデイサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしにはつらつデイサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態となったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によってはつらつデイサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(安全管理体制の確保)

第27条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定し、利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第28条 はつらつデイサービスの従業者は、現にはつらつデイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要と認められる場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第29条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者の管理及びはつらつデイサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他のサービス内容の管理を一元的に行わなければならない。

2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第30条 指定事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) はつらつデイサービスの利用定員
- (5) はつらつデイサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第31条 指定事業者は、利用者に対し適切なはつらつデイサービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、当該サービス事業所の従業者によってはつらつデイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第32条 指定事業者は、利用定員を超えてはつらつデイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第33条 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理)

第34条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第36条 サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第37条 指定事業者は、サービス事業所について広告をするときは、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第38条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第39条 指定事業者は、提供したはつらつデイサービスに係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供したはつらつデイサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 指定事業者は、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定事業者は、市からの求めがあったときは、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

6 指定事業者は、提供したはつらつデイサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第40条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してはつらつデイサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもはつらつデイサービスの提供を行うよう努めなければならない。

4 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したはつらつデイサービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条 指定事業者は、利用者に対するはつらつデイサービスの提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対するはつらつデイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、はつらつデイサービスの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、次に掲げる利用者に対するはつらつデイサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス計画

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第26条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第44条 指定事業者は、はつらつデイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にはつらつデイサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内にはつらつデイサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該はつらつデイサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、

他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
(電磁的記録等)

第44条の2 指定事業者及びはつらつデイサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定事業者及びはつらつデイサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第45条 この要綱に定めるもののほか、はつらつデイサービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。